

令和5年度(令和4年分)市民税・府民税の申告について

令和5年1月1日現在、本市に在住している人は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得について、提出期限までに申告してください。

この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、課税証明書(所得証明書)、納税証明書などの発行に必要ですので、同封の申告書を提出してください。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得の申告手続きについて

個人住民税が源泉徴収された配当所得等や特定口座(源泉徴収あり)で生じた株式等に係る譲渡所得等について、所得税では申告し、住民税では全て申告しないことを選択する場合は、令和3年分の所得税の確定申告書から「住民税に関する事項」にてその旨を選択できる欄が設けられました。確定申告書にてその旨を記入した場合は住民税申告書の提出は必要ありません。ただし、住民税上で全てを申告不要とする以外で、所得税と異なる課税方法を選択する場合(住民税では一部のみ申告するなど)には、従来どおり市・府民税申告書および資料の提出が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

なお、令和6年度(令和5年分)より所得税と住民税で課税方式を一致させることとなりますので、ご注意ください。

市・府民税申告書の作成はホームページにて

和泉市ホームページにて、申告書の作成ができるようになりました。市・府民税額、ふるさと納税限度額の試算もできますので、ご活用ください。パソコンやスマートフォンから「和泉市 申告書作成」で検索、または右記QRコードからご利用ください。

※データ送信はできません。作成した申告書を印刷してご提出ください。



1. 申告受付期間・申告方法

※本年より申告会場が変更となりました。

郵送での提出

提出期限：令和5年3月15日(水)(郵便での提出で申告書が完成している場合、2月16日以前でも受付可能です。)

必要書類：以下の1～5(2～4については添付台紙に貼付のうえ)を送付してください。

1. 市・府民税申告書
2. 収入が分かる書類(源泉徴収票等)
3. 控除証明書
4. 本人確認書類及びマイナンバー記載書類
5. 返信用封筒(切手を貼付し、宛先をご記入のもの)※申告書の控えが必要な場合。

申告会場での提出

相談期間：令和5年2月16日(木)～3月15日(水)(ただし、土・日・祝日は除く)

時間：午前9時から午後5時15分まで

場所：和泉市役所庁舎別館3階 会議室3-1

※必要書類については「3. 申告に必要な書類」をご覧ください。



※駐車場は有料ですが、別館利用者は2時間まで無料になりますので、申告会場内でサービス券をお受け取り下さい。

申告受付地区割表

町 名	申 告 受 付 日
府中・肥子・井ノ口・繁和・和気・小田・寺門・今福・寺田・芦部・観音寺・桑原・一条院・弥生	令和5年2月16日(木)～2月22日(水)
伯太・池上・幸・富秋・池田下・いぶき野・のぞみ野・緑ヶ丘・まなび野・あゆみ野・テクノステージ・阪本・東阪本・山荘・黒鳥	令和5年2月24日(金)～3月2日(木)
国分・平井・納花・三林・和田・鍛冶屋・浦田・万町・伏屋・室堂・黒石・青葉台・はつが野・光明台・みずき台・内田・唐国・箕形・春木・春木川・若樫・久井・松尾寺・坪井・小野田・下宮・仏並・槇尾山・北田中・岡・九鬼・善正・福瀬・南面利・父鬼・大野	令和5年3月3日(金)～3月9日(木)
尾井・太・王子・葛の葉・舞・上・上代・小野・鶴山台	令和5年3月10日(金)～3月15日(水)

※上記の日程でご都合のつかない場合は、別日でも受付できますので、3月15日までに申告してください。

2. 申告について

申告が必要な人

所得があるが、所得税がかからない等の理由で確定申告書の提出の必要がない人。

※前年中、所得がなかった人は、市・府民税の申告の義務はありませんが、非課税通知書、非課税証明書(所得証明書)等の発行や、国民健康保険・国民年金(免除)・児童手当・保育料・就園奨励費補助金・就学援助・公営住宅等の申請(算定)で必要な場合がありますので「4. 申告書記入順序 前年中に所得がなかった人」を参照のうえ申告書を作成し、提出してください。

申告の必要がない人

所得税の確定申告書を提出する人。

収入が給与のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がある人。

※提出の有無については、前年中給与の支払いがあったお勤め先へお問い合わせください。

3. 申告に必要な書類

下記書類の添付・提示がない場合は、控除の適用ができないことがあります。

- 市・府民税申告書
- 本人確認書類及びマイナンバー記載書類
- 収入が分かる書類(源泉徴収票等)
- 社会保険料(国民年金、国民健康保険、任意継続健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等)の控除証明書等
- 生命保険、介護医療、個人年金、地震保険、旧長期損害保険の控除証明書
- 寄附金(都道府県・市区町村分、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪支部分、条例指定分)の控除証明書等
- 医療費控除の明細書、医療費通知等
- ※領収書の提出の代わりに、明細書の添付が必要となりました。
ただし、明細書の記入内容確認のため、領収書は5年間で自宅等で保管してください。
- その他、所得、控除の証明ができるもの(身体障がい者手帳等)

個人番号(マイナンバー)の記載について

申告される人、控除対象配偶者、扶養親族等の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

4. 申告書記入順序

① 住所、氏名等の記入

申告する人の住所、1月1日の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の名称や所在地をご記入ください。

② 配偶者、扶養親族等の記入

扶養している人の氏名、続柄、生年月日、個人番号(マイナンバー)等をご記入ください。

「別居」の場合は、申告書裏面の㊦欄に氏名、住所をご記入ください。

※国外居住親族に係る扶養控除等について

国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける人は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)を提出する必要があります。

③ 本人該当事項欄の記入

前年12月31日時点で、勤労学生、寡婦、ひとり親に該当する人や障害者手帳等をお持ちの人はご記入ください。

※ひとり親、寡婦、障がい者は、合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・府民税は課税されません。

次に、前年中に所得がなかった人 → 申告書表面⑥所得金額の合計(総所得金額)23に0とご記入ください。
また、申告書裏面の㊦の該当する番号に○を付け、該当事項をご記入ください。

前年中に所得があった人 → ④へお進みください。

④ 事業専従者

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(令和4年12月31日現在、15歳以上)で事業に従事した期間が一年を通じ6ヶ月を越える人がいる場合は記入してください。

事業専従者の控除額 (右のいずれか少ない方の金額)	① 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円 ② (事業、不動産、農業所得)÷(専従者の数+1)
------------------------------	--

⑤ 納付方法の選択

給与所得にかかる市・府民税が特別徴収(給与からの引き落とし)の人は、給与所得・公的年金等所得以外にかかる市・府民税の納付方法を選択してください。

裏面にも記載欄があります。該当する項目がある場合はご記入ください。